

## 東京都健康推進プラン 2.1 推進会議設置要綱

平成 25 年 4 月 19 日（25 福保保健第 27 号）

改正 令和 4 年 4 月 5 日（3 福保保健第 1240 号決定）

改正 令和 5 年 7 月 1 日（5 福保保健第 352 号決定）

改正 令和 5 年 11 月 20 日（5 保医保健第 512 号決定）

### （設 置）

第 1 健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）第 8 条に基づく、都道府県健康増進計画として東京都において定める東京都健康推進プラン 2.1（以下「プラン 2.1」という。）を着実に推進し、計画の実効性を確保するとともに、その推進にかかわる関係者間の連携・協力を図るため、東京都健康推進プラン 2.1 推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) プラン 2.1 の推進方策に関する事。
- (2) プラン 2.1 の目標の達成状況に係る調査及び評価・検証に関する事。
- (3) プラン 2.1 の改定に関する事。
- (4) プラン 2.1 の推進にかかわる行政機関及び関係団体等の協力・連携体制の構築に関する事。
- (5) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

### （構 成）

第 3 推進会議は、次に掲げる者のうちから、東京都保健医療局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 医療関係団体の代表
  - (3) 保険者団体の代表
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) その他局長が指名する者
- 2 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。
- (1) 公益社団法人東京都医師会理事
  - (2) 公益社団法人東京都歯科医師会理事で、公衆衛生（成人）分野を担当する者
  - (3) 公益社団法人東京都薬剤師会の常務理事で、公衆衛生委員会に属する者
  - (4) 公益社団法人東京都栄養士会会長
  - (5) 東京都国民健康保険団体連合会専務理事
  - (6) 健康保険組合連合会東京連合会専務理事
  - (7) 全国健康保険協会東京支部支部長
  - (8) 東京都後期高齢者医療広域連合保険部長
  - (9) 東京商工会議所ビジネス交流部長
  - (10) 東京都商工会連合会総務課長
  - (11) 東京労働局労働基準部健康課長
  - (12) 独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター副所長

(委員の任期)

- 第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第5 座長は、委員の互選により選任する。  
2 座長は、推進会議を代表し、会務を総括する。  
3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代行することとし、副座長は、あらかじめ座長が指名する。

(部会)

- 第6 推進会議に、専門の事項を検討するための部会を設置することができる。  
2 部会は、推進会議が定める事項について検討する。  
3 部会委員は、推進会議の委員のうちから座長が指名する者、又は座長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。  
4 部会委員の任期は、第4(委員の任期)に準ずるものとする。

(部会長)

- 第7 部会に部会長を置く。  
2 部会長は、座長の指名により定める。  
3 部会長は、部会を総括する。

(作業部会)

- 第8 推進会議に、専門の事項を検討するための作業部会を設置することができる。  
2 作業部会は、推進会議が定める事項について検討する。  
3 作業部会委員は、推進会議の委員のうちから座長が指名する者、又は座長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。  
4 作業部会委員の任期は、第4(委員の任期)に準ずるものとする。

(作業部会長)

- 第9 作業部会に作業部会長を置く。  
2 作業部会長は、座長の指名により定める。  
3 作業部会長は、作業部会を総括する。

(関係者の出席)

- 第10 座長は、必要があると認めるときは、推進会議、部会及び作業部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(オンライン及び書面による会議)

- 第11 開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長、部会長及び作業部会長が必要と認める場合は、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)及び書面を活用した会議を開催することができる。

(会議等の公開)

第 12 会議（部会及び作業部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録」という。）は、公開する。ただし、座長、部会長及び作業部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 13 推進会議、部会及び作業部会の庶務は、保健医療局保健政策部健康推進課において処理する。

(補則)

第 14 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。